

令和7年度 4月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和7年 4月 8日 (火) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	城野 信彦	出席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	欠席	16番	原 修身	欠席
5番	山内 しげ子	出席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	江越 博則	出席
7番	山崎 清邦	出席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	22番	北原 正也	出席
10番	古村 正典	出席	23番	中島 正則	出席
11番	宮原 史己	出席	24番	岡 龍道	出席
12番	太田 幸代	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (3件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農地利用集積等促進計画の公告について (一括契約)
委員会意見決定分 (1件)

議案第5号 農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) について
意見書提出分 (3件)

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等 (案) について

その他

事務局 最所 清和 田中 嘉樹 高島 翔太

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和7年4月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は19名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席については〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が入っております。なお、新聞等でご存じかと思いますが、4月の人事異動によりまして、農業委員会の体制が代わりまして総会に先立ちまして自己紹介をさせて頂きたいと思っております。

事務局

おはようございます。4月の人事異動にて事務局長を仰せつかまりました〇〇と申します。出身は中原校区です。3月までは防災関連の業務に携わっており、農業委員会の領分は今回初めてで惑うこともあるかと思っておりますが、会長さんはじめ委員さんのご協力を頂きながら、また、前任の〇〇さんもそのまま業務にあたって頂きますので、教をいただきながら明確な業務を行っていきたくと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

おはようございます。今回の異動で農業委員会に配属されました〇〇と申します。北茂安校区に住んでいます。今までは建設課に5年お世話になっておりました。農業委員会は初めてなので、御指導いただき勉強していきたく思っています。よろしくお願いいたします。

事務局

〇〇です。今回異動で年齢により局長から専門主査となりました。前任〇〇は中原庁舎の住民環境課に異動となりました。中原庁舎にお立ち寄りの際はお声かけをお願い致します。それでは総会に入りたいと思っております。

会長よりお願い致します。

会 長

皆さん、おはようございます。

気候がめっきり良くなり、皆様には農地パトロールがやり易い季節になったと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、只今事務局より紹介がありましたように令和7年度の人事異動で局長が変わられました。〇〇局長が役職定年ということで今後は事務局の専門職になられます。〇〇局長は農林課長との兼務です。前におりました〇〇君が中原へ異動となり、新しく〇〇君が来てくれましたのでよろしくお願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
議案第5号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等（案）について
その他

なお、報告第1号の農地法第18条の通知報告議案の申請番号1及び議案第1号の農地法第3条の審議議案の申請番号4につきましては、双方の当事者より申請の取下げ願いの申出がありましたので、議案書への掲載は行っていますが、審議は行わないこととします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 5 件 面積 20,370 m²

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請につい

て、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月25日に担当委員2名と事務局と現地確認を行いました

申請理由は譲渡人が町外へ転出され、空家になっていた実家と併せ持っていた農地を以前より耕作されていた譲受人さんにお買取をお願いされたものです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

4ページの受人の名前が息子さんだと思いますが〇〇さんとなっていますが、5ページの調査書では受人が父親であろう〇〇さんとなっていますが問題はないのですか。

事務局

すいません。誤りで議案書にて説明しています〇〇さんが正解です。お父さんがある程度の年齢に達しておられるため、就農されてある息子さんの名前での買取になっています。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請につい

て、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

3月26日に事務局と担当委員2名にて現地確認を行いました
申請地は現在受人が耕作されており、特段問題はないと思われ
ます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます

〇〇委員

3月26日に事務局と現地確認を行いました

申請地は譲受人が耕作してある畑の隣です。以前より申請地を草刈り等されており、特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

先月26日に事務局と現地確認を行いました

申請地は元々住宅が建っており、今回建替えのためで何ら問題はないと思われます。申請に伴い通路、小屋の一部、浄化槽の一部について許可を受けられていなかったことから今回の申請になっています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月26日に事務局と現地確認を行いました

26ページを見て頂きたいと思います。国道34号線沿いの〇〇斎場の南側に位置して西寒水地区になります。草に覆われている田んぼもありましたが、昨年までは水稲を作られてありました。申請地の東側は住宅地です。南側も住宅地が拡大しており、この地域は住宅地としての開発が進む地域ではないかと思われれます。ただ、申請地の上部に水田があり、日照問題が発生することも想定されますが、現段階では住宅地の開発として問題はないと思われれます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月26事務局と日に現地確認を行いました

先程事務局より説明がありましたように、〇〇〇〇の現施設に工場の拡張をしたいということで、従業員または来客用駐車場として増設したいという意向です。30ページを見て頂きますと中原公園の南側にあたり西寒水地区となります。現状では水田耕作地となっています。水路につきましては農業用排水路を一部改善することで水田には影響はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月26日に事務局と担当委員で現地確認を行いました
住宅用地としての申請です。雨水、排水は問題なく処理されるようになっています。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人

の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に事務局と担当委員で現地確認を行いました

申請目的は業務拡大による手狭になった資材置場の確保です。申請地は説明しづらいのですが佐賀競馬場の西側、国道より南に道なりに入った所で傾斜地になっており耕作はされておりません。周辺は西側が雑種地、北側が山林、東側が道路になっております。周辺に影響を及ぼす農地はなく、支障はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

以前にもこのような資材置場の案件があったと思いますが、共通の質問として重機および車両等の保管で廃油の管理はしていただけるのでしょうか。山林に囲まれていても事故があった時には最終的には当然田んぼに行くと思いますので、廃油の適正管理をして頂きたいと思います。

事務局

ご質問にお答えします。申請地が農地であったため許可が必要になりますが、もともと宅地であった場合そこまでの制限はないと思われますので、農業委員会の意見としてお伝えしたいと思います。

〇〇委員

同じようなことになるかと思いますが、申請地がかなりの傾斜地で切り拓いていくのに泥を含めた碎石物が流れていく可能性がありますのでその辺をよろしく願いいたします。

事務局

再度確認致しまして、申請書に意見、指導をしたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

3月26日に事務局と現地確認を行いました

申請地は長崎本線の北側、原古賀地区で上地地区に隣接する農地です。周辺は土地開発において住宅建設が進んでいるところです。上地地区の農地より約1メートル程高くなっており現状の段階では何の作物も作られておりません。ただ、40ページをご覧ください。申請地と地区外の間には道路がありそれに沿って用排水路が設置されてありますが、12軒の建設予定に対して狭いのではないかと意見が出ておりましたところ、別の担当委員が来られ水路に対しては拡張すると大雨時の上地地区への雨水の流出はだいぶ改善されるのではないかと確認が出来ました。営農関係ではこれらの確認が出来ましたので支障はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きました、議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括)事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括)事務局より説明をする。

審議件数 貸借権 5 件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月事務局と現地確認を行いました。

申請地は〇〇〇〇の北側にある駐車場西側です。お寿司屋があるのですが、その周りで

す。41ページの土地利用計画書をみて頂きますと、南側に水路がありますので、そちらの方に流されると思いますが食肉加工場ですのでこれで如何なものかとは思いますが、転用案件で上がってきたときに審議して頂くかと思われま。区長等の印鑑は貰われています。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営・県営かんがい排水事業、水資源機構事業受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が食肉処理加工施設用地とされており、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば除外はやむを得ない。なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

特に、農業用排水として利用される周辺水路への影響等に関しては、関係機関及び周辺農地の地権者、耕作者等の関係者との十分な協議を行い、了承を得ること。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月事務局と担当委員3名にて現地確認を行いました。

元々国道の南側に在った家を北側の荒れた農地を含む場所に移転されていたもので、違反転用でした。今回庭を広くし娘さんにも分け与えられるもので始末書付きの申請です。周りは全て宅地で問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

53ページの665-11番地はどうなっているのか。

事務局

次の農振除外案件でご説明させていただきます。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業の受益地内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が住宅の敷地拡張で、六田地区の集落に接続した場所であることから農地

法の許可基準を備えており、追認での手続きではあるが、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請者は先程の〇〇さんの娘さんです。形が歪に見えますが家族間のことで大丈夫だと思います。排水は南側にも東側にもあるので大丈夫だと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

53ページの665-11番地は申出書に上がっていませんがどうなっているのでしょうか

事務局

もともとの665-9番地の分筆分だと思われます。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業の受益地内の農地で、かつ概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が一般住宅用地で、六田地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。
続きまして、議案第6号令和7年度最適化活動の目標設定等(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

令和7年度最適化活動の目標設定等（案）について説明

議長

事務局より説明がございました。

質疑及び意見のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

タブレット端末の貸出をお願いします。

事務局

端末が6台しかありませんが、農地パトロール以外空いてるときは使用して下さい。

〇〇委員

集積率が89.6%になっていますが、水田はほとんど集落営農組織に入っているの
で、これ以上集積率が上がることはないのではないかと思います。残りの耕地面積を見
るとあとは畑、樹園、牧草地になるのでこれはほとんど上がる事はないかと思います。

事務局

実態としまして、北茂安、三根校区においては認定農業者、集落営農にほとんど加入
されて農業をされていますので、詳細には出しておりませんが目標の91%を超えて
いるかも分かりません。ただ、中原校区につきまして農業はしているが、担い手でもな
く集落営農にも属さず個人でしている方がありますので、上乘せとしては中原校区の集
積率がプラスになるのではと思います。実際法人の方による借受の意向がみられますの
で結果としてその分がいくらかのプラスになるのではと思っております。

議長

他に質疑、意見が無いようなので、議案第6号令和7年度最適化活動の目標設定等（案）
について、提案どおり目標として決定し、公表することに賛成の方の挙手をお願いしま
す。

（全員挙手）

議長

賛成ですので議案第6号は提案どおり承認する事に決定いたしました。

続きまして、その他事項をお願いします。

その他

1. プラスワン運動について

2. 農業委員報酬の支払について

議 長

5月の総会は、5月 8日（木）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、5月 8日（木）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、4月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで4月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 22 番

議事録署名人 23 番